

(参考) 国立保健医療科学院における保健師の人材育成について

専門課程Ⅱ 地域保健福祉分野

- 対象:
  - (1) 国や地方公共団体から派遣された保健・医療・福祉分野に従事している職員 (保健師、助産師、看護師、管理栄養士、福祉職など)
  - (2) 将来、地域保健福祉活動分野の職務に就職することを志望し、そのための高度の知識を得ようとする方
- 実施期間: 1年間
- 目的: 地域保健福祉業務において、指導の立場で実践活動を総合的に推進するために必要な能力を養うことを目的とする

専門課程Ⅲ 地域保健福祉専攻科

- 対象: 国や地方公共団体から派遣され保健・医療・福祉分野に従事している職員 (保健師、看護師、管理栄養士、福祉職など)
- 実施期間: 3ヶ月 (平成28年4月13日～平成28年7月15日)
- 目的: 地域保健福祉に関連する業務において、実践活動の質的向上を図るために必要な知識・技術を習得することを目的とする

公衆衛生看護研修(中堅期)

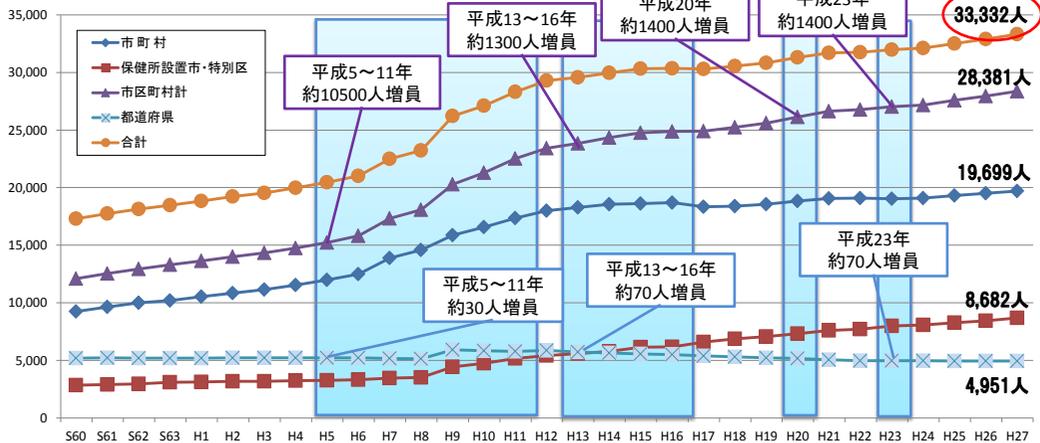
- 対象:
  - (1) 保健師の免許を有し、保健師として都道府県・政令指定都市等に勤務する実務リーダー(中堅期)の保健師
  - (2) 前記に掲げる方と同等以上の学識及び経験を有すると院長が認めた方
- 実施期間: 前期 平成28年6月 6日～平成28年6月14日 7日間  
後期 平成29年1月11日～平成29年1月13日 3日間 計10日間
- 目的: 公衆衛生看護領域において中堅期の保健師として、期待される役割を総合的に判断でき、実践業務へ応用することができる知識と能力の習得を目的とする

公衆衛生看護研修(管理期)

- 対象: 都道府県・保健所設置市・特別区において保健師統括部門あるいは管理的立場にある保健師
- 実施期間: 平成28年11月7日～平成28年11月11日 5日間
- 目的: 公衆衛生看護領域における統括的な役割を担う管理者の立場の保健師として、施策形成及び人材育成に関する必要な方策を提言することができる知識、技術の習得を目的とする

国立保健医療科学院ホームページ <https://www.niph.go.jp/entrance/h28/index.html>

保健師の配置と地方交付税措置について



	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
市町村	9,256	9,628	9,990	10,206	10,520	10,826	11,158	11,525	11,982	12,502	13,876	14,596	15,881	16,560	17,358	18,007	18,272	18,555	18,628	18,686	18,325	18,387	18,556	18,831	19,051	19,097	19,031	19,089	19,326	19,513	19,699
保健所設置市・特別区	2,852	2,906	2,945	3,084	3,108	3,181	3,180	3,241	3,252	3,311	3,459	3,500	4,421	4,731	5,166	5,412	5,579	5,786	6,140	6,180	6,592	6,870	7,064	7,321	7,590	7,697	7,991	8,076	8,261	8,442	8,682
市区町村計	12,108	12,534	12,935	13,290	13,628	14,007	14,338	14,766	15,234	15,813	17,335	18,086	20,302	21,291	22,524	23,419	23,851	24,341	24,768	24,866	24,917	25,257	25,620	26,152	26,641	26,794	27,022	27,165	27,587	27,955	28,381
都道府県	5,180	5,206	5,202	5,184	5,201	5,222	5,204	5,228	5,223	5,215	5,174	5,132	5,915	5,840	5,783	5,871	5,728	5,636	5,565	5,503	5,397	5,304	5,220	5,160	5,058	4,975	4,972	4,959	4,929	4,941	4,951
合計	17,288	17,740	18,137	18,474	18,829	19,229	19,542	19,994	20,457	21,028	22,509	23,218	26,217	27,131	28,307	29,290	29,579	29,977	30,333	30,369	30,314	30,561	30,840	31,312	31,699	31,769	31,994	32,124	32,516	32,896	33,332

出典: H7年までは保健師設置状況調査、H8年は保健師運営報告、H10年は全国保健師長会調査、H9年、H11-20年は保健師等活動領域調査、H21-27年は保健師活動領域調査



## 東日本大震災被災自治体における保健師の 確保に向けた取組への協力依頼

○東日本大震災の被災自治体から、保健師の派遣要望が寄せられていることから、保健師の確保に向けた取組の強化が課題となっているところ。



○それらを担う専門人材の確保策として、以下のような取組を行ったところであり、今後も引き続き保健師の確保について支援していく必要がある。

- ・平成26年3月末に復興庁と厚生労働省の連名で、関係団体及び全国の自治体あてに協力依頼通知を发出
- ・平成26年8月に、国民健康保険中央会あてに、在宅保健師の会に所属する保健師への周知を依頼
- ・平成26年12月および平成27年12月に、全国の自治体あてに保健師派遣の協力依頼通知を发出

### 地域・職域の保健活動の推進について

#### 地域・職域連携推進事業 (平成28年度予算額(案)58百万円)

##### 都道府県地域・職域連携推進協議会

〈地域〉	〈関係機関〉	〈職域〉
<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県</li> <li>・保健所</li> <li>・福祉事務所</li> <li>・精神保健福祉センター</li> <li>・市町村</li> <li>等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師会</li> <li>・歯科医師会</li> <li>・薬剤師会</li> <li>・看護協会</li> <li>・保険者協議会</li> <li>・医療機関</li> <li>等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働局</li> <li>・事業者代表</li> <li>・産業保健推進センター</li> <li>・メンタルヘルス対策支援センター</li> <li>等</li> </ul>

##### 主な事業内容

- 地域・職域連携により実施する保健事業等について企画・立案、実施・運営、評価等を行う
- 事業者等の協力の下、特定健診・特定保健指導やメンタルヘルス対策等の総合的推進方策の検討 等

##### 2次医療圏地域・職域連携推進協議会

〈地域〉	〈関係機関〉	〈職域〉
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所</li> <li>・市町村</li> <li>・住民代表</li> <li>・地区組織</li> <li>等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師会</li> <li>・医療機関</li> <li>・ハローワーク</li> <li>等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所</li> <li>・労働基準監督署</li> <li>・商工会議所</li> <li>・健保組合</li> <li>・地域産業保健センター</li> <li>等</li> </ul>

##### 主な事業内容

- 特定健診・保健指導の結果データ等を基に、管内の事業の評価・分析
- 特定健診・保健指導、各種がん検診等の受診率向上のための情報収集・共有や、メンタルヘルス対策に関する情報収集・共有
- 共同事業の検討・実施 等

# 保健指導における アルコール使用障害スクリーニング(AUDIT)<sup>“オーディット”</sup>と その評価結果に基づく 減酒支援(ブリーフインターベンション)の手引き

「危険な飲酒や有害な飲酒に対するスクリーニングおよびブリーフインターベンション」は、WHOが2011年に採択した「アルコールの有害な使用を低減するための世界戦略」において推奨されています。

## スクリーニング

Q) アルコール使用障害同定テスト(AUDIT: Alcohol Use Disorders Identification Test)とは？

A) アルコール問題のスクリーニングの一つ。WHOが問題飲酒を早期に発見する目的で作成したもので、世界で最もよく使われています。

## ブリーフインターベンション

Q) 減酒支援(Brief Intervention)とは？

A) 対象者の特定の行動(この場合は飲酒行動)に変化をもたらすことを目的とした短時間のカウンセリング。海外では活発に用いられています。

【資料】厚労省科学研究費補助金

「わが国における飲酒の実態把握およびアルコールに関連する生活習慣病とその対策に関する総合研究」  
(研究代表者: 樋口 進 国立病院機構久里浜医療センター病院長)

### ＜アルコール健康障害対策基本法に示された基本的政策＞

**第15条 教育の振興等**

学校や職場でのアルコール関連問題に関する知識の普及

**第16条 不適切な飲酒の誘因の防止**

酒類の表示や広告について、事業者の取り組みを尊重しつつ、不適切な飲酒の誘因を防ぐ

**第17条 健康診断及び保健指導**

健康診断及び保健指導において、アルコール健康障害の発見及び飲酒についての指導

**第18条 アルコール健康障害に係る医療の充実等**

・アルコール健康障害の進行を防止するための節酒又は断酒の指導  
・アルコール依存症の専門的な治療及びリハビリテーションの充実  
・専門医療機関とその他の医療機関との連携の確保

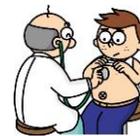


**第19条 飲酒運転等をした者に対する指導等**

飲酒運転、暴力行為、虐待、自殺未遂等をした者に対する支援等

**第20条 相談支援等**

アルコール健康障害を有する者及びその家族への相談支援



**第21条 社会復帰の支援**

アルコール依存症にかかった者の社会復帰の支援等

**第22条 民間団体の活動に対する支援**

民間の団体が行う活動を支援

**第23条 人材の確保等**

医療、保健、福祉、教育や矯正の分野での人材の育成



**第24条 調査研究の推進等**

アルコール健康障害、関連問題に関する調査研究

# 健康な人のための身体活動量の新基準

健康日本21(第二次)に対応

	身体活動量 (=生活+運動)
65歳以上	強度を問わない身体活動を毎日40分 (例:ラジオ体操10分+歩行20分+植物水やり10分)
18~64歳	3メッツ以上の強度の身体活動を毎日60分 (例:歩行30分+ストレッチ10分+掃除20分)
18歳未満	楽しく体を動かすことを毎日60分以上

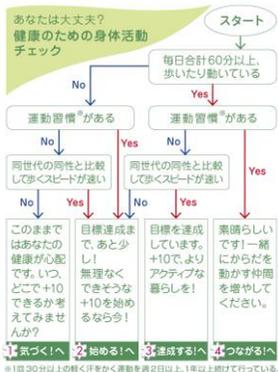


※健康診断などでいずれかに異常が見つかった場合は、自治体の保健指導、又は、かかりつけ医師の指導のもと、身体の安全に留意して運動を行いましょう。

(健康づくりのための身体活動基準2013より)

## プラス・テン +10 から始めよう!

今より10分多くからだを動かすだけで、健康寿命をのばせます。あなたも+10で、健康を手に入れてください。



## 健康のための一歩を踏み出そう!

### 1 気づく!

からだを動かす機会や環境は、身の回りにたくさんあります。それが「いつなのか?」「どこなのか?」、ご自身の生活や環境を振り返ってみましょう。



### 3 達成する!

目標は、1日合計60分、元氣にからだを動かすことです。高齢の方は、1日合計40分が目標です。これらを通じて、体力アップを目指しましょう。



### 2 始める!

今より少しでも長く、少しでも元氣にからだを動かすことが健康への第一歩です。+10から始めましょう。



### 4 つながる!

一人でも多くの家族や仲間と+10を共有しましょう。一緒に行うと、楽しさや喜びが一層増します。

